

13 各種割引制度

1 運賃等の割引を受けるには

(1) 鉄道運賃の割引



<次のとおり割引されます>

対象者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介護者	第2種身体障害者 第2種知的障害者	指定救護施設（障害児入所施設等）等の入所児者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車船する場合 (単独の場合、片道営業距離数が100kmを超える区間)	単独で乗車船する場合	単独又は介護者とともに乗車船する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車船する場合 (12歳未満の障がい者の場合、介護者のみが対象)	12歳未満の障がい者が介護者とともに乗車船する場合	
回数乗車券	介護者とともに乗車船する場合		
急行券	介護者とともに乗車船する場合		
割引率	50%		
手続	みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。 大人の第1種障害者及びその介護者が片道100km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車船することができます。 ただし、乗降に伴う改札の際に手帳の呈示が必要です。		指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で呈示し、割引乗車券を購入してください。

※ 上記については、JR各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

※ 特急券(指定席・自由席)、グリーン券、寝台券などは割引の対象となりません。

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者
窓口	各駅の乗車船券発売窓口
手続	手帳の呈示又は割引証の提出

※ しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)では、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、普通乗車券・定期乗車券等の5割割引を行っています。

<第1種障害者及び第2種障害者は、おおむね次のように区分されます>

		1級	2級	3級	4級	5級	6級			1級	2級	3級	4級	5級	6級		
第1種	視覚	○	○	○	△			第2種	視覚				△	○	○		
	聴覚		○	○					聴覚				○		○		
	平衡								平衡			○		○			
	音声・言語								音声・言語			○	○				
	そしゃく								そしゃく			○	○				
	上肢	○	△						上肢		△	○	○	○	○		
	下肢	○	○	△					下肢			△	○	○	○		
	体幹	○	○	○					体幹						○		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	○	○						乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢			○	○	○	○
		移動機能	○	○	○						移動機能				○	○	○
内 部	ぼうこう直腸	○		○				内 部	ぼうこう直腸				○				
	心臓、腎臓 呼吸器、小腸	○		○	○				上記以外								
	ヒト免疫不全 肝臓	○	○	○	○												
知的障がい		療育手帳A1、A2所持者						知的障がい		療育手帳B1、B2所持者							

※ 一部の私鉄では、距離制限等の緩和措置が取られています。

(2) バス運賃の割引



<次のとおり割引されます>

区 分	割引率
普通乗車券	5割引

※定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
手 続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。

(3) タクシー運賃の割引



タクシーの運賃が10%割引になります（時間制運賃を含む）。

（相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象となります。）

ただし、迎車回送料金、駐車料金は、割引対象外です。高速道路の障害者割引を利用できるかは、タクシー会社又は運転手に事前に確認してください。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神障がいの方については、県内で未実施の事業者もあります。 ご乗車の際お尋ねください。
手 続	乗車の際、運転手に手帳を呈示してください。

(4) 航空旅客運賃の割引



各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

利用できる方	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 及びその介護者（1名） ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ねください。
手 続	航空券の購入及び搭乗手続きの際、手帳を窓口にて呈示してください。

(5) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引



<次のとおり割引されます>

適用範囲	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第1種身体障害者 第1種知的障害者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等（営業用を除く）※参照	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等（営業用を除く）※参照
割引率	50%以内	
窓口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課 オンライン申請も可（自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方限定）	
手続	あらかじめ市福祉事務所又は町村において、手帳の所定の欄に自動車登録番号等の記載を受けてください。 料金所において、手帳を呈示してください。 また、所定の手続によりETC利用での割引が受けられます。	

※令和5年3月27日から、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車等での有料道路の利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。（要件があります。）詳しくは、ホームページ<https://www.expressway-discount.jp>を参照してください。

2 郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには

(1) 点字郵便物等の無料扱い



点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。

（速達、書留等の特殊取扱は有料です。）

対象	<ul style="list-style-type: none"> 点字郵便物は点字のみを内容とするものを指します。 特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します。 点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は3kgまでで、開封とし郵便物の表面左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載します。
窓口	郵便局

(2) 点字ゆうパック等の運賃



点字ゆうパック（小包）、心身障がい者用ゆうメール（冊子小包）、聴覚障がい者用ゆうパック（小包）の運賃がそれぞれ適用されます。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ゆうパックは、点字のみを内容とするものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパック外装の見やすい所に「点字ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100円～730円 ・心身障がい者用ゆうメールは、身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受される冊子とした印刷物を内容とするものを指します。 （重量は3kgまで。表面に「図書館用ゆうメール」と記載） ※重量により、92円～310円 ・聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で発受されるものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパック外装の見やすい所に「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載） ※サイズ区分により、100円～730円
窓 口	郵便局

3 青い鳥郵便葉書の無償配付を受けるには



申出者一人につき通常郵便葉書（20枚）が、無償配付されます。

※無償配付される葉書は通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）の中から選ぶことができます。

対象者	重度の身体障がい者（1級又は2級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳にA（又は1度、2度）と表記されている方）で配付を希望される方
受付期間	4月1日～5月31日（土日又は休日に当たる場合は翌営業日）
申出の方法	<p><郵便局での申出方法> お近くの郵便局または簡易郵便局に療育手帳等を提示の上、所定の用紙に必要事項を記入し提出してください。</p> <p><郵送での申出方法> 郵送での申し出を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入し、住所又は居所のお近くに所在する郵便局に郵送してください。 なお、郵送での申し出の場合は、療育手帳等の写しの同封が必要です。</p>
配付の方法	青い鳥郵便葉書は、配付開始日（4月20日）以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便局から郵送されます。 詳細はお近くの郵便局へお問い合わせください。

4 NHK放送受信料の免除を受けるには



＜次に該当する場合、NHK 放送受信料が全額または半額免除＞

全額 免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額 免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
	窓 口	市町村障がい福祉担当課、NHK

5 携帯電話関連のサービスを受けるには



携帯電話の割引サービス 点字請求サービス

携帯電話各社で割引サービス等を行っています。サービスの内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。

<NTTドコモ>

電 話 《ドコモイン フォメーショ ンセンター》	(1) ドコモの携帯電話から (局番なしの)151 (無料) (2) 一般電話等から 0120-800-000 (無料) ※一部のIP電話からは接続できない場合があります。 ※受付時間：午前9時～午後8時(年中無休)
メール	(1) パソコン等から ホームページ ホーム https://www.nttdocomo.co.jp/ →お客様サポート → ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ (2) スマートフォンから dmenu → My docomo → メニュー (右上) → お問い合わせ → ご意見・ご要望 → メールでのお問い合わせ
その他	(1) ホームページ ホーム https://www.nttdocomo.co.jp/ (2) ホームページ 割引サービス https://www.nttdocomo.co.jp/charge/hearty/ (3) 点字請求サービス 「ドコモインフォメーションセンター」へお問い合わせください。

<a u >

総合案内	(1) auの携帯電話から (局番なしの)157 (無料) (2) 一般電話等から 0077-7-111 (無料) ※受付時間：午前9時～午後8時(年中無休)
その他	(1) ホームページ ホーム http://www.au.kddi.com/ (2) ホームページ 割引サービス http://www.au.kddi.com/mobile/charge/other-discount/smile-heart/ (3) 点字請求サービス 「総合案内」へお問い合わせください。

<ソフトバンク>

総合案内	(1) ソフトバンクの携帯電話からの場合 (局番なしの)157 (無料) (2) 一般電話等からの場合 0800-919-0157 (無料) ※受付時間：午前9時～午後8時
その他	(1) ホームページ ホーム http://www.softbank.jp/mobile/ (2) ホームページ 割引サービス http://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/heartfriend-white-plan/

14 視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報支援に関すること

1 情報の提供を受けるには

(1) 点字・声による即時情報の提供

身

内 容	新聞、雑誌等で毎日流れる新しい情報を点字及び音声（電話ナビゲーションサービス 電話 0570-021802）により提供します。
窓 口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

(2) 点字広報、テープ広報の発行等

身

内 容	点字及びテープによる「広報ながのけん」を作成し、視覚障がい者の方に配布しています。 また、日常生活上必要な情報を点訳、朗読ボランティアの協力により提供します。
窓 口	（福）長野県視覚障害者福祉協会・県企画振興部広報県民課

2 CD・DVD・図書等を借りるには

(1) 点字図書、声の図書等の貸出

身

内 容	点字図書、声の図書（CD・テープ）、CD図書朗読機の貸出を行います。
窓 口	上田点字図書館（〒386-0014 上田市材木町 1-2-5 電話 0268-22-1975）

(2) 録音テープの貸出

身

内 容	小説や教養・娯楽に関する図書等の朗読録音テープの貸出を行います。
窓 口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

(3) 字幕入りDVDの貸出

身

内 容	字幕入り又は手話入りのDVDの貸出を行います。
窓 口	長野県聴覚障がい者情報センター、（福）長野県聴覚障害者協会

※ 聴覚障がい者情報センターの詳細は、91 ページをご覧ください。

3 NTT関連のサービスを受けるには

(1) 無料電話番号案内（ふれあい案内）



電話番号が無料で案内されます。ご利用には事前に登録が必要です。

<p>利用できる方</p>	<p>ア 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい（1～6級） ・肢体不自由【上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】（1、2級） ・聴覚障がい（2、3、4、6級） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（3、4級） <p>イ 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい（特別項症～第6項症） ・肢体不自由（上肢）（特別項症～第2項症） ・聴覚障がい（第2項症、第4項症） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい（第1項症、第2項症、第4項症） <p>ウ 療育手帳をお持ちの方</p> <p>エ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p>
<p>申込の方法</p>	<p>下記の連絡先にお問い合わせください。</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>お電話によるお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）</p> <p>FAXによるお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）</p> <p>※FAXによるお問い合わせ注意事項 お問い合わせ内容・名前・折り返しのファクス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。 申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。 送信してから3営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブル等が考えられますので再度送信をお願いします。 050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAX送付は受け付けておりません。 なお、申込書は郵送でお送りします。</p> <p>受付時間 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）</p>

(2) F A Xによるサービス

身

下記サービスのF A X通信料が無料となります。

F A Xによるサービス及び内容		F A X番号	受付時間														
<NTTふれあいF A X> 電話の移転、ご注文、故障等のご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、NTT東日本へのご相談をF A Xでお受けします。		東日本エリア 0120-700133	受付時間終了後に送信いただいた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。														
<NTT F A X104番> 電話・F A X番号のお問い合わせをF A Xでお受けします。		0120-000104	24時間 (年中無休)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昼間・夜間 (午前8時～午後11時)</td> <td>月に1案内の場合</td> <td>66円(税込) /案内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月に2案内 以上の場合</td> <td>1案内分</td> <td>66円(税込) /案内</td> </tr> <tr> <td>1案内を超える部分</td> <td>99円(税込) /案内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">深夜・早朝(午後11時～翌朝8時)</td> <td>165円(税込) /案内</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		料 金	昼間・夜間 (午前8時～午後11時)	月に1案内の場合	66円(税込) /案内	月に2案内 以上の場合	1案内分	66円(税込) /案内	1案内を超える部分	99円(税込) /案内	深夜・早朝(午後11時～翌朝8時)		165円(税込) /案内
区 分				料 金													
昼間・夜間 (午前8時～午後11時)	月に1案内の場合			66円(税込) /案内													
	月に2案内 以上の場合	1案内分	66円(税込) /案内														
		1案内を超える部分	99円(税込) /案内														
深夜・早朝(午後11時～翌朝8時)		165円(税込) /案内															
<NTT F A X115番> 電報のお申込みをF A Xでお受けします。 ※午後2時までに受付が完了した電報は、当日配達いたします。		0120-789379	8:00～19:00 (年中無休)														

身

(3) 電話お願い手帳W e b版・アプリ版について

耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用していただく「電話お願い手帳W e b版」と「電話お願い手帳アプリ版」を無料でご利用いただけます。

<W e b版>以下、URLよりアクセスし、ご利用ください。

スマートフォン・P C向け	https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/
フィーチャーフォン向け	https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai_mobile/

<アプリ版 (Android、iOS) >

Android	Google play TM から「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード ^{※1} をして、ご利用ください。 ※1 Android 4.3以降に対応しております。
iOS	App Storeから「電話お願い手帳」と検索・ダウンロード ^{※2} をして、ご利用ください。 ※2 iOS 8.0以降に対応しております。

4 ヒアリングループ（磁気ループ）等について



県では、下記の施設にヒアリングループ（磁気ループ）等が設置されています。
 携帯型ヒアリングループは貸出も可能です。ご利用希望の場合は下記施設まで事前にご相談ください。また、ホールでの利用は公演主催者まで事前にご相談ください。
 なお、市町村が管理するホールや公民館等の設置状況については、直接市町村にお問い合わせください。

<ヒアリングループ（磁気ループ）やFMトランスミッターについて>

ヒアリングループ(集団補聴システム)	補聴器を利用されている方にとって、人が多く周囲が騒がしい場所等では雑音により音声の聞き取りが難しい場合があります。 ヒアリングループ（集団補聴システム）は、マイクを通じた音声を直接補聴器へ伝え、雑音の少ないクリアな音声を聴くことができるようにする装置です。 磁気ループには、持ち運びが可能な「携帯型」や、建物の床下等に埋設されている「設置型」があります。
FMトランスミッター	FM放送に準拠した変調信号で放送周波数帯の電波を送信する装置で、FM補聴器を利用される方に、雑音の少ないクリアな音声を届けることができます。
申込の方法	下記の連絡先へお問い合わせください。

<磁気ループ設置施設>

施設名	連絡先	貸出等について
長野県障がい者福祉センター サンアップル（長野市）	電話 026-295-3111 FAX 026-295-3511	ホールと会議室に設置。 磁気ループ用補聴器の貸出もしています。
長野県聴覚障がい者情報センター（長野市）	電話 026-295-3530 FAX 026-295-3567	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。
(福)長野県聴覚障害者協会 (長野市)	電話 026-295-3612 FAX 026-295-3610	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。

5 電話リレーサービスについて



電話リレーサービスは、聴覚障がい者や発語に困難のある方も電話でコミュニケーションができる聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律に基づいた公共のインフラです。

聴覚障害者等ときこえる人の電話を、「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、即時双方向につなぐことのできるサービスです。普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。

対象者	身体障害者手帳（聴覚障害、音声・言語機能障害）所持者
利用方法	<ul style="list-style-type: none">・登録について 事前に登録が必要です。登録方法は、アプリまたは郵送です。・お問い合わせ先 日本財団 電話リレーサービス カスタマーセンター (ホームページより手話か文字チャットでお問い合わせできます) 対応時間:9:30～17:00 電話:03-6275-0912FAX:03-6275-0913 URL:https://nfrs.or.jp/